



「浦安西機場」の建屋とその内部（12頁に詳細解説）

電話番号のお知らせ（直通）

総務課	(086)262-0175 下記以外の事務全般（賦課徴収含む）
総務課会計係	(086)262-3919 会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176 維持管理事業全般（県管理用排水機場関係）
施設管理課	(086)262-0310 基幹水利事業全般（藤田用排水機場関係） 藤田用水管理事業全般、県営事業全般
農村整備課	(086)262-0177 土地改良事業全般（工事関係）
児島湾土地改良区 堤防管理事務所	(086)263-5244 (FAX) (086)267-3002 (086)267-3001 (FAX) 児島湖水位調整等（操作室）

◇もくじ◇

通常総代会挨拶……………	2
通常総代会への祝辞……………	3
(大森雅夫岡山市長)	
通常総代会提案趣旨説明……………	4
通常総代会開催……………	6
平成27年度賦課金・負担金……………	7
平成27年度予算……………	8
平成27年度土地改良事業計画……………	9
事務局機構図……………	10
事務局人事異動……………	11
ゴミの投棄をなくしましょう……………	12
役員視察報告……………	13
転用等、地区除外に伴う決済金……………	16

平成26年度通常総代会挨拶

平成27年 3月 6日

理事長 宮 武 博



平成26年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多忙の中を、早朝より多数ご出席いただき、誠に

ありがとうございます。

皆様には日頃から児島湾土地改良区の運営につきまして色々ご尽力をいただいております。この場をおかりしまして感謝申し上げます。

本日の総代会で審議いただきます案件は、既にご案内申し上げますとおり、16議案を提出しています。

これらの議案は、委員会、理事会において慎重なる審議をおこない、全会一致での提案であります。

総代各位には、十分なる審議をいただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

さて、わが国の農業は、国民に安定的に安全な食料を届けつつ営農による農地利用によって国土を保全し景観を維持してきました。

そんな中、わたしたちの住む児島湾干拓地は、岡山県下最大の穀倉地帯であり、大規模営農も可能な優良農地であります。他の地域

と同様に、農家の高齢化はすすんでおりますが、当地域では、意欲的に農業に取り組む担い手が大勢いると聞いております。

各種の国営事業を始め、多額の公費を投入して今日の姿になった児島湾干拓地の農地がありますが、これは一重に地域住民の連帯と協調が非常に大きな力となり、国営事業や県営事業の採択へと繋がったものであります。

かつてほぼ均質的な農村社会であった時代、農業用水を配分するための水利調整を含む用水管理や、施設機能維持のための修繕は、集落の共同体による自治的管理によって地域ごとの事情に適応しながらおこなわれてきました。しかし、都市化の進展や兼業化の進行、農家の高齢化と農地利用集積の進展、その結果生じる土地持ち非農家の増加により、地域の非農家数が年々増加し、地域社会は加速度的に変容してきています。それは農業用水及び農業水利施設の維持管理にも変化を及ぼすこととなります。農業・農村における多面的機能の発揮に不可欠な基幹的農業水利施設の維持管理は、混住化や集中豪雨の増加により農業施設としてだけでなく、その公共面での重要性がますます増大しており、施設運営に対する要望は、多様化、個別化し、また、管理運営上の予期せぬ多くの課題に直面しております。児島湾干拓地の地域内にある主要

水利施設は、締切堤防を始めその多くを当改良区が操作受託し管理運営を担っております。これは、当改良区が締切堤防を建設する推進母体として設立されたことによるもので、今後も直面する課題に適切に対応しつつ施設の保全管理に取り組んでいくとともに地域の皆さんの安全安心が得られるよう努力し、また地域の農業基盤をさらに整備充実するため、各種土地改良事業の予算獲得に努め、農業基盤の整備を今後も計画的に推進して参

りたいと考えております。

児島湾土地改良区の組織は将来も永続的に業務を遂行し、組合員の負託に答えていかなければなりません。そのため持続的な組織として随時適正に人事を行うなど組織強化に取り組んでいくとともに農家組合員で組織された団体として地域との連携を密にして、今後も業務に前向きに取り組んで参ります。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましたのご挨拶とさせていただきます。

通常総代会へ祝辞

岡 山 市 長
大 森 雅 夫



児島湾土地改良区の平成26年度通常総代会が開催されますことをお喜び申し上げます。

また、皆様方には、日頃から「児島湾締切堤防」の適切な管理・運営や、管内土地改良事業の実施をはじめ、岡山市の農業振興に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

全国有数の農業都市の一面を有する岡山市では、安全・安心な食の供給や美しい田園風景など、多面的な機能を持つ農業等の振興と地域活性化に向けて、70万人のマーケットと生産現場を結ぶ地産地消の促進や担い手の確保・育成、経営規模拡大を通じた生産の効率

化、岡山の大きな魅力である特産品のPRなど、様々な取組を推進しております。

こうした取組をより実りあるものとするためには、干拓地や淡水湖の造成、全国に先駆けての農業機械化など、困難な課題を克服し、広大な農地と温暖な気候を活かした先進的な農業を展開しておられる貴土地改良区の皆様方のお力が欠かせないものであります。

皆様方には、今後とも、岡山市の農業のさらなる振興と、政令指定都市・岡山のさらなる飛躍に向けて、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、貴土地改良区の更なるご発展と、お集まりの皆様の益々のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

平成26年度通常総代会提案趣旨説明（要旨）

【議案第 1 号】平成26年度関係土地改良事業計画変更の議決について

予算の確定に伴い、内容を変更するもので繰越分を除き

地区数	37地区（変更なし）
前回事業費	544,358千円
変更事業費	550,858千円
増	6,500千円

に変更するものです。

【議案第 2 号】平成26年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について

県営かんがい排水事業の事業計画の変更に伴い借入を

前回借入額	480,391千円
変更借入額	486,102千円
増	5,711千円

に変更するものです。



【議案第 3 号】平成26年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について

①基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水機場操作作業委託の計画変更は、作業実施に伴い岡山市と協議の上変更するものです。

②藤田用水管理事業の計画変更は、パイプラインの作業実績に伴い変更するものです。

【議案第 4 号】平成26年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について

一般会計では、土地改良事業の増額変更によるものと俸給給与、保険費等の減額に伴い、賦課金調整基金繰出金等の増額がその変更の主なものです。

【議案第 5 号】平成26年度児島湾縮切堤防樋門開門操作等作業委託計画変更の議決について

【議案第 6 号】平成26年度特別会計児島湾縮切堤防樋門開門操作等委託作業収支補正予算の議決について

以上 2 件については、作業実施に伴い岡山県と協議の上増額変更するものです。

【議案第 7 号】平成27年度関係土地改良事業計画の議決について

農業基盤整備促進事業	5地区
小規模土地改良事業	2地区
非補助土地改良事業	26地区
合計	33地区

当初計画事業費 5億3千400万円

これは、関係機関へ予算要求をしている額であります。

【議案第 8 号】平成27年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について

議案第 7 号の土地改良事業計画に伴い、公庫資金の借入計画及び管内の県営事業 4 地区を含めまして、当初借入計画額4億7千169万4千円を(株)日本政策金融公庫から借入するものです。

【議案第 9 号】平成27年度藤田用水管理事業実施計画の議決について

①基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水機場操作作業委託の計画は、作業内容に沿って調整し岡山市が実施計画を作成し示されたものです。

②藤田用水管理事業における都六区地区と都・大曲地区の計画は、パイプラインの管理運用規程の定めるところにより、実施計画を作成したものです。

【議案第10号】平成27年度一般会計・特別会計収支予算の議決について



一般経常費	157,700千円
当初予算案	1,836,078千円

となり、予算の内容につきましては、平成27年度の土地改良事業、借入償還を除き前年度予算より変わった主な経常費ですが、支出においては、総代さんの視察研修費を220万円計上しています。その他の支出につきましては前年度を踏襲した予算になっています。経常費につきましては、必要最小限の予算編成としており、1億5,770万円です。

次に収入ですが、平成27年度の賦課金は1,000㎡当たり2,000円で計上しています。平成26年度の徴収率は2月末現在で99.82%であります。そして運用資金として賦課金収入が入るまでの間、賦課金調整基金から3千万円を上限として取り崩しを行い、収入金が入った時点で基金に戻し入れる予算組みをしています。これにより借入利息の軽減を行うものです。

【議案第11号】平成27年度役員報酬の議決について

前年とおりの内容です。

【議案第12号】平成27年度賦課金・負担金等徴収の議決について



賦課金は、賦課基準を1,000㎡当たり2,000円とし、4月1日現在、地区内の農地に地積割により賦課します。

藤田用水維持管理賦課金は、賦課基準を1㎡当たり1円20銭とし、都六区地区と都・大曲地区と中畦・曾根地区の一部に地積割により賦課します。

県営かんがい排水事業藤田錦六区地区の事業賦課金は、賦課基準を1㎡当たり3円とし、錦六区地区に地積割により賦課します。

以上については7月31日を徴収期日と定め全期徴収をいたします。

また、締切堤防無料化に伴う農家負担軽減財源1千万円の負担金は、例年どおり覚書により関係自治体分を管理連絡協議会より徴収いたします。

【議案第13号】平成27年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託計画の議決について

【議案第14号】平成27年度特別会計児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託収支予算の議決について

以上2件については、平成27年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託に関連する案件であります。この作業計画は、作業実績及び長期整備計画等により岡山県に要求したものにに基づき、示されたものです。

【議案第15号】平成27年度一時借入金の議決について

前年と同様で年度内歳計現金に不足を生じたとき、必要に応じ随時借入を行うもので、借入限度額を1億円と定めるものです。

【議案第16号】平成27年度歳計現金預入先の議決について

前年と同様、岡山市内に本支店を置く農林系金融機関、都市銀行、地方銀行等を預金先とし、預金を分散して預け入れる体制にしておくものです。



以上が本日提案いたしております各案件に対する概略の提案趣旨説明であります。

後程議案審議の際、担当より詳細に説明させていただきますので、総代各位にご意見、ご示唆をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。本日の提案趣旨説明といたします。

◇平成26年度通常総代会の開催について

平成26年度通常総代会が、平成27年 3月 6日（金）午前 9時から児島湾土地改良区 4階大会議室において総代73名、役員14名出席のもとで開催されました。当日の議長には「黒田久夫」総代が選任され、宮武理事長の挨拶の後、岡山市長の大森雅夫様からのメッセージを朗読しました。

次に宮武理事長が提案趣旨説明を行い、議案審議に入り、提出された16議案が賛成多数で原案どおり可決決定されました。

提出議案は次のとおりです。

I 議 案

- | | |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 平成26年度関係土地改良事業計画変更の議決について |
| 議案第 2 号 | 平成26年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について |
| 議案第 3 号 | 平成26年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について |
| 議案第 4 号 | 平成26年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について |
| 議案第 5 号 | 平成26年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について |
| 議案第 6 号 | 平成26年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支補正予算の議決について |
| 議案第 7 号 | 平成27年度関係土地改良事業計画の議決について |
| 議案第 8 号 | 平成27年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について |
| 議案第 9 号 | 平成27年度藤田用水管理事業実施計画の議決について |
| 議案第10号 | 平成27年度一般会計・特別会計収支予算の議決について |
| 議案第11号 | 平成27年度役員報酬の議決について |
| 議案第12号 | 平成27年度賦課金・負担金等徴収の議決について |
| 議案第13号 | 平成27年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画の議決について |
| 議案第14号 | 平成27年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支予算の議決について |
| 議案第15号 | 平成27年度一時借入金の議決について |
| 議案第16号 | 平成27年度歳計現金預入先の議決について |

組合費は口座振替をご利用下さい

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関は J A 岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用していただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡下さい。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。また今年度から口座振替の場合の領収書は、原則として発行しません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年 7月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。領収書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL 086-262-0175へ

◇平成27年度賦課金・負担金について

平成27年度賦課金・負担金は次のとおりです。

1. 賦課金

平成27年度児島湾土地改良区賦課金は1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	賦課金	2,000円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり2円を単位として賦課面積 (平成27年4月1日現在)に乗算する。	
内 訳	一般経常費	1,830円
	堤防維持管理負担金	170円
	計	2,000円

注 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。

2. 藤田用水維持管理賦課金《藤田都六区地区》

平成27年度藤田用水維持管理賦課金は1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして、藤田都六区地区から賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	維持管理賦課金	1,200円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり1円20銭を単位として賦課面積 (平成27年4月1日現在)に乗算する。 ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

3. 藤田用水維持管理賦課金《藤田都・大曲地区》

平成27年度藤田用水維持管理賦課金は1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして、藤田都・大曲地区及び中畦・曾根地区の一部農地から賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	維持管理賦課金	1,200円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり1円20銭を単位として賦課面積 (平成27年4月1日現在)に乗算する。 ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

4. 県営事業賦課金《藤田錦六区地区》

県営かんがい排水事業藤田錦六区地区の平成27年度県営事業賦課金の賦課基準を次のとおりとして、藤田錦六区地区から賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	賦課金	3,000円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり3円を単位として賦課面積 (平成27年4月1日現在)に乗算する。	
内 訳	県営事業賦課金	2,500円
	県営事務賦課金	500円
	計	3,000円

上記の賦課金は、平成25年度から平成28年度までの4年間、同一基準で賦課徴収を行う。

賦課された組合員から一括前納(預託)の届出があった場合は、受けるものとする。

また、この賦課金は特別会計で処理する。

5. 農家負担軽減財源10,000千円負担金徴収については次のとおりとする。

平成27年度負担区分

覚書による自治体関係	岡山市	9,213千円
	玉野市	787千円
	計	10,000千円

6. 徴収期日

平成27年7月31日 (全期徴収)

7. 徴収委託先

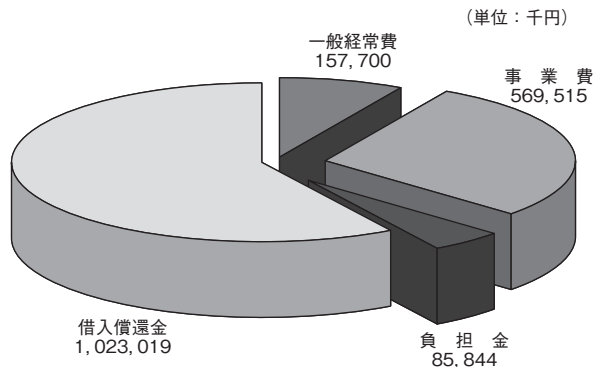
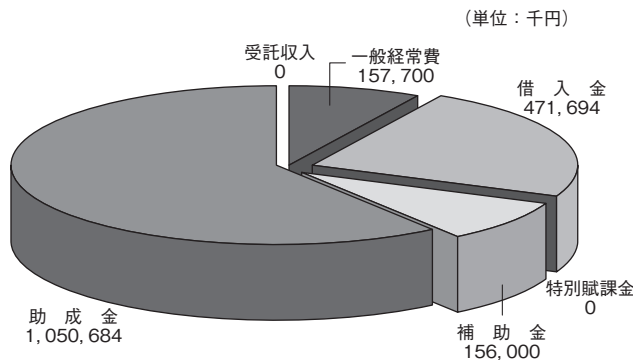
- | | |
|-------------|-----------|
| ①岡山市農業協同組合 | ④トマト銀行 |
| ②岡山市浦安土地改良区 | ⑤理事・監事・総代 |
| ③中国銀行 | |

◇平成27年度一般会計予算について

【一般会計】

収入合計 1,836,078千円

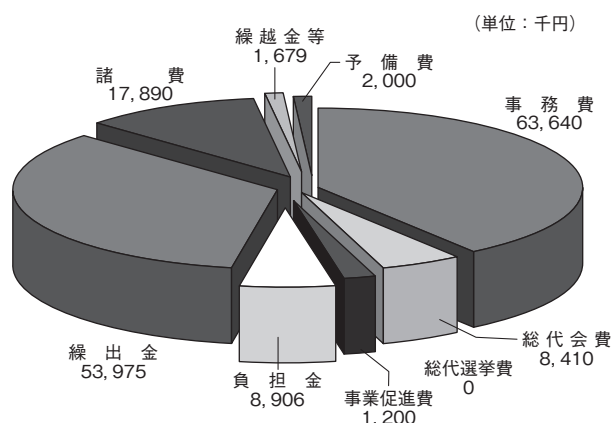
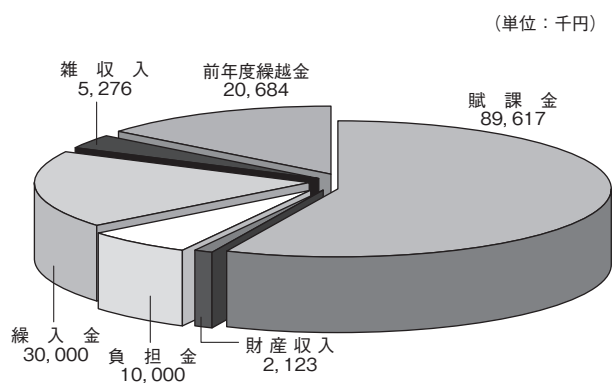
支出合計 1,836,078千円



【一般経常費】

収入合計 157,700千円

支出合計 157,700千円



◇平成27年度藤田用水管理事業特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

科目	金額
作業受託収入	93,517
管理賦課金	9,233
雑収入等	3
合計	102,753

[支出] (単位：千円)

科目	基幹水利施設	藤田用水	その他
点検整備費	15,915		
施設管理費	22,240	5,280	
施設費	938	334	
調査費	320		
諸油脂費	122	155	
整備補修費	21,334	50	
電力費	30,184	1,300	
諸費	1,479	1,013	3
整備積立金		1,098	
消費税	985	3	
小計	93,517	9,233	3
合計	102,753		

◇平成27年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支予算

[収入] (単位：千円)

科 目	金 額
前年度繰越金	2,700
作業受託収入	277,020
雑収入等	545
計	280,265

[支出]

(単位：千円)

科 目	防 潮 水 門	関 連 機 場	児 島 湖 管 理	そ の 他	計
点検整備費	2,332	4,701		1,531	8,564
施設管理費	100,592	29,861			130,453
施設費	8,559	8,452	11,014		28,025
調査費	75				75
諸油脂費	132	144		507	783
整備補修費	162	41,482			41,644
電力費	4,607	53,940		903	59,450
消費税				8,026	8,026
諸費				3,245	3,245
計	116,459	138,580	11,014	14,212	280,265

◇平成27年度土地改良事業計画について

平成27年度土地改良事業計画は、農業基盤整備促進事業、小規模土地改良事業、非補助土地改良事業の各事業を合計33地区、事業費53,400万円で計画し、関係機関に予算要求をしているものです。

◎農業基盤整備促進事業 [5地区 29,400万円]

地区名	北七区6条2、西七区3-4条、北七区10条、北七区12条、西七区3条2の2
-----	---------------------------------------

◎小規模土地改良事業 [2地区 2,000万円]

地区名	川張西町1番川、宗津東町5番川
-----	-----------------

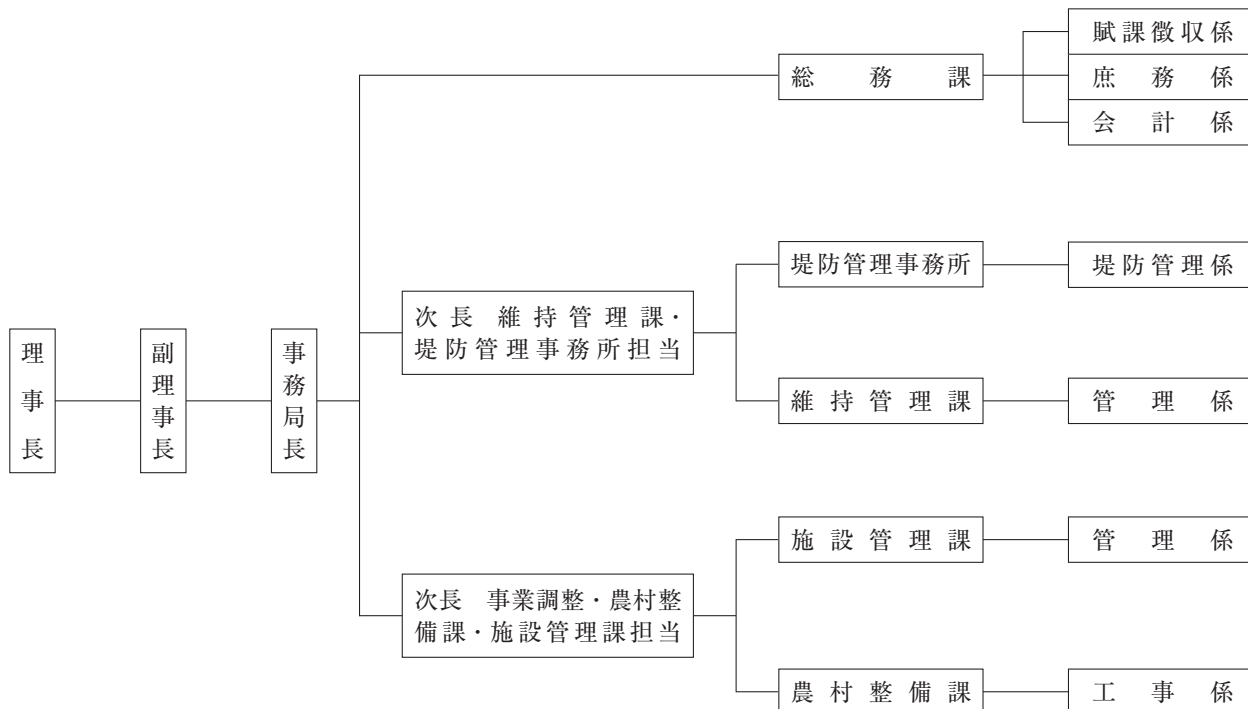
◎非補助土地改良事業 [26地区 22,000万円]

地区名	東畦下1番、内尾115、内尾南、錦沖4北2、錦沖4南、錦西21樋門、 錦西22樋門、錦六区縦悪水樋門、都六区横1北2、都六区横1南2、 鞆津川沖1南樋門、鞆津川丘2南樋門、西七区支線100号、西七区支線128号、 西七区支線140号、北七区支線30号、北七区支線36号、北七区支線73号、 北七区七区小横樋門、北七区3番、宗津川丘3西樋門、西谷川沖3沖樋門、 沖町11番川、宗津西町5番川、森崎丘4番川、迫川3号線
-----	--

◇児島湾土地改良区機構図（事務局）

児島湾土地改良区は、下記組織により業務を行っています。

（平成27年 4月 1日現在）



◎児島湖の水位情報等について（岡山県からのお知らせ）

児島湖の水位や樋門の開閉状況がインターネットや携帯電話でご覧いただけます。

【アクセス方法】

- パソコンやスマートフォンから.....
 - ・検索サイトから『岡山県 防災』で検索
 - 『岡山県総合防災情報』を選択
 - 『防災関連情報』の『児島湖水位情報』をクリック
 - ・URLを入力 → <http://www.kojimakoinfo.pref.okayama.jp/>
- 携帯電話から.....
 - ・検索サイトから『岡山県 防災』で検索
 - 『岡山県総合防災情報』を選択
 - 『観測情報』を選択
 - 『児島湖水位情報（リンク）』を選択
 - ・URLを入力 → http://www.kojimakoinfo.pref.okayama.jp/m/top_m.html

◇事務局人事異動

○採用（平成27年 4 月 1 日付）

堤防管理事務所 堤防管理係 書記補	河 口 英 寛（新採用）
事務局長（嘱託）	山 内 一 宏（更 新）
次長 事業調整・農村整備課 ・施設管理課担当（嘱託）	佐 山 義 和（更 新）
次長 施設管理課長事務取扱 （嘱託）	中 西 弘 進（更 新）
農村整備課 工事係 書記 （嘱託）	伊 澤 信（更 新）
次長 維持管理課・堤防管理 事務所担当 維持管理課長 事務取扱	國 定 一 郎（再任用）

○昇任（平成27年 4 月 1 日付）

施設管理課 管理係 主任	高 原 英 一（施設管理課 管理係 技師
農村整備課 工事係 主任兼務	農村整備課 工事係 技師兼務）
総務課 賦課徴収係 書記	船 越 英太郎（総務課 賦課徴収係 書記補）
維持管理課 管理係 書記	岡 崎 卓 弥（維持管理課 管理係 書記補）
農村整備課 工事係 技師	水 川 隆 成（農村整備課 工事係 技師補）

○配置換（平成27年 4 月 1 日付）

農村整備課 課長補佐 工事係長事務取扱	岡 本 満（維持管理課 課長補佐）
堤防管理事務所 堤防管理係 係長	田 宮 克 志（維持管理課 管理係 係長）
維持管理課 管理係 係長	高 橋 伸 幸（堤防管理事務所 管理係 主任）
維持管理課 管理係 書記	武 田 泰 典（堤防管理事務所 管理係 書記）

○所管換（平成27年 4 月 1 日付）

農村整備課 課長	大 野 勝 敬（農村整備課長 工事係長事務取扱）
総務課 課長	継 山 修（総務課 課長 維持管理・堤防管理 事務所担当）
堤防管理事務所 所長	濱 田 達 典（堤防管理事務所長 管理係長事務 取扱）

○退職

平成27年 3 月31日付	國 定 一 郎（次長 維持管理課・堤防管理 事務所担当 維持管理課長 事務取扱）
平成27年 3 月31日付	小 西 教 司（農村整備課 工事係 主任）

※ゴミの投棄をなくしましょう。

＝きれいな川・美しい児島湖にしよう＝

近年、混住化等の要因により、ペットボトルや空缶、肥料等のポリ袋、刈り取られた雑草等のゴミが不法投棄され、これらが川藻に絡まって各地区の排水機場に集まりゴミの山となっています。それは本当に目を覆うばかりです。これ以外に児島湖に直接流れ込む物もあります。

これらのゴミ処理に当土地改良区は、毎年多額の処理費を費やしており、その量は年々増加傾向にあります。さらに、タイヤや電化製品等の粗大ゴミも水路等に不法投棄されており、それらが機場の設備を損傷させる原因の一つとなるだけでなく、用水や排水にも悪影響を及ぼします。これを改善するには、地域住民一人一人が、川や水路をいつくしみ、ゴミを無くそうという意識を更に広めていただき、このことを一人一人が実行していくことが、最善の策と思われます。そして「ゴミを捨てない」運動を、皆様とより一層展開し、きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、親しみのもてる水辺環境にしていきたいと思います。

児島湾土地改良区からのお願いです。



児島湖から流れついたゴミ状況 締切堤防



丙川 浮遊物（ゴミ）状況

表紙の解説

名 称：浦安西機場、所 在 地：岡山市南区浦安西町135番地先、
 事 業 名：県営かんがい排水事業、設 置 年：昭和49年、使用目的：排水、
 受益面積：294ha、ポンプ形式：横軸斜流、立軸軸流
 ポンプ口径：1,000mm（横軸斜流）、500mm（立軸軸流 平成9年度更新）
 台 数：3台（横軸斜流 2台、立軸軸流 1台）、
 排 水 量：2.25m³/S×2台（横軸斜流）、0.5m³/S×1台（立軸軸流）

役員研修 愛知川沿岸土地改良区を視察



愛知川沿岸土地改良区事務所

役員と総代が交互に行っている視察研修は、昨年度は役員の実施年度で、平成26年11月13日～14日で滋賀県東近江市にある愛知川沿岸土地改良区を視察しました。今回の視察研修は、理事8名、監事3名、事務局3名の計14名で、当日は、上野幸夫理事長をはじめ役職員の出迎えを受け、事前に依頼した研修事項について担当職員から丁寧な説明を受け、永源寺ダム及び宮溜調整池にて高度な用水の配水管理状況について現地視察し、有意義な研修を実施しました。

◎愛知川沿岸土地改良区の概要

愛知川沿岸土地改良区は、昭和27年10月9日に設立され、平成26年4月現在、受益区域は、東近江市、近

江八幡市、愛荘町、豊郷町の2市2町で受益面積は、6,888ha。組合員8,920名、総代定数209名（現在205名）で、役員は、常任理事6名、理事30名（内員外6名）、監事定数6名（現在5名）で、役員・総代の任期は4年である。理事会が付託する委員会は、ブロック、未納対策、総務、事業、用水管理の各委員会を開催し、さらに事業協議会を年1回、国営造成施設管理体制整備促進協議会が年2回開催されている。事務局は、総務課、財務課、事業課、管理課、堰堤管理課の5課体制とダム管理事務所があり、職員16名、嘱託職員6名（内5名が永源寺ダム操作勤務）、臨時職員5名で総計27名の組織で運営されている。

平成26年度の農地転用決済金は、10a当たり281,500円で、近年の転用状況は下記のとおりである。

近年の転用状況

年 度	転用面積
平成21年度	13.3ha
平成22年度	8.0ha
平成23年度	7.7ha
平成24年度	6.7ha
平成25年度	7.6ha
平成26年度 10月末現在	5.6ha



愛知川沿岸土地改良区で研修中の役員さん

◎賦課金について

平成26年度の賦課金は、地籍割として10a当たり経常賦課金2,000円、施設維持管理賦課金1,600円、事業賦課金1,950円の合計5,550円。徴収方法は、前期（7月）、後期（10月）の2回で、JA、銀行の指定金融機関や郵便局、コンビニから現金納付が可能で、口座振替の割合は約90%です。過去5年間の徴収率は99%以上で、平成26年度前期分は94.2%となっている。未納金の取り扱いについては、納付期限後60日以内に督促状を発送するとともに、各年度初めに過去未納分について納入願い（催告状）を発送し、電話・訪問により未納整理を実施している。

〈沿岸地区の歴史〉

愛知川の沿岸地域は、滋賀県と三重県境に聳える鈴鹿連峰に源を発し、豊かな沖積平野と山麓にかけて大地が広がり、湖東平野と呼ばれる県内でも随一の穀倉地帯を形成している。古くから農家の方は、この湖東平野の中山間部まで野山を切り拓くとともに溜池の築造、用水路の開削を行い、愛知川に流れる水を争いながら農業を守り育ててきた。この地は度重なる山脚部からの土砂の流出により河川は天井川となり、大雨の際には河川の氾濫で水田地帯に被害を及ぼし、渇水時には河道から姿を消し伏流水となり、平野部の各所に湧出して冷水障害と過湿状態を招く、極めて利用し難い状態であった。

その都度農家の方は、水を求めて井堰を補強し、水路をさらえ溜池の増築をするとともに多数の井戸を掘るなどの語り尽くせないほどの労苦を続けてきた。

こうした不安定な水利事業から脱却し食料増産を図るため、終戦直後より8,000 haを擁する1万の農家の方が一丸となり、国・県に対してダム建設の強力な要請を重ねた結果、昭和27年に農林省愛知川農業水利事業所が開設され、同年10月9日に愛知川沿岸土地改良区が設立された。

爾来、ダムの建設には永源寺町を主として3集落213戸の水没が避けられず、全戸の移転対策という大難関が待ち受けていた。改良区はもとより、国・県の関係者は、折衝すること10余年、昭和37年の暮れにようやく全世帯の了解が得られ、永源寺ダムの本工事が開始した。さらに昭和43年には主要幹線水路が一斉に着手され、急速な事業の進展を見ることとなった。こうして永源寺ダムは昭和47年に完成し、翌年から部分的ながら受益地に送水を開始された。

同じくして関連事業にて圃場整備も進み、今日では近江米、小麦、大豆を中心とした土地利用型農業が展開されるとともに、農地集積による経営規模の拡大が着実に進んでいる。けれども現状の課題としてダムへの土砂流入の増大や未だに用水不足の問題を抱えている。

◎ 国営愛知川土地改良事業（工期：昭和27年～昭和58年）

事業内容：永源寺ダム、揚水機 3ヶ所 幹線用水路 L = 55.7km

総事業費：19,520百万円

◎ 関連事業（工期：昭和43年～平成25年）

事業内容：愛知川頭首工、主要揚水機 6ヶ所 支線用水路 L = 119.2km

総事業費：17,298百万円

【用水不足問題】

上述した永源寺ダムは、昭和29年の当初計画では耕地約7,700haに対する水需要8,060万 t の内の91%がまかなえる見込みだったが、営農形態の変化（早植えに伴う灌漑期の長期化、圃場整備による乾田化等）により水需要が増加し、昭和55年の計画変更においては、耕地約8,000haに対し、水需要は約17,700万tまでに膨れあがったためダムの割合は約54%まで落ち込み、残りの46%を頭首工や河川ポンプ、地下水等に依存し、慢性的な水不足が続いている。

近頃、地球温暖化による異常気象の影響もあって夏期の渇水期には、隔日送水にするなどの節水対策を施しているがそれでも用水不足の解決には至っていない。

このため平成4年度に国営新愛知川土地改良事業により第二永源寺ダム等が着手されたが、平成19年10月に最高裁判所から事業計画取り消しの判決が下り事業中止となった。その後、本問題を解消するため、国営土地改良事業『湖東平野地区』調査を平成22年度から実施し、関連事業（湖東平野Ⅰ期地区事業）とともに平成26年度から着工している。

◎国営土地改良事業『湖東平野地区』

・永平寺ダム貯水池内の掘削、地下水揚水機の設置、調整池の整備（既設4箇所・新設2箇所）

用水路更新・補修及び水管理施設の改修

総事業費：250億円（事業期間：平成26年度～平成34年度 予定）

◎関連事業（県営農業水利施設保全合理化事業）

・地下水揚水機の設置（支線水路への注水用）、用水路等の更新・補修（末端水路のバイパス化）、愛知川頭首工の改修、小規模反復利用施設新設、ため池整備

総事業費：97億円（内「湖東平野Ⅰ期地区」34億円）

予定工期：平成26年度～（内「湖東平野Ⅰ期地区」は平成30年度まで）

上記事業の農家負担額の償還方法

国営事業：事業完了後に一括償還予定 農家負担額：22億円（予定）

県営事業：当該年度毎に納入 農家負担額：10億円（予定）

合 計 農家負担額：約32億円（46,400円/10a）

償還方法は、積立金・基金を取り崩し、取り崩し金を充当しても不足する金額については、公庫から借り入れて約20年程度をかけて返済予定。ただし、公庫からの借入額は、改良区運営費の節減等により、現行賦課金の範囲内で返済可能な額とするとの事。

◎平成24年度一般会計収支決算

収入の部

支出の部

組合費	384,845,056円	事務所費	226,976,906円
協力費	35,157,000円	事業費	131,144,654円
補助金	86,477,000円	選挙費	374,598円
負担金	541,000円	維持管理費	80,411,528円
交付金	19,294,000円	財産費	74,109,778円
繰入金	16,038,021円	区債及び借入金	16,190,483円
財産収入	213,682円	退職給与繰出金	10,583,178円
借入金	45,710,000円	諸支出金	98,086,931円
雑収入	29,023,587円	予備費	0円
受託料	29,503,965円		
使用料	965,501円		
繰越金	48,427,754円		
収入合計	696,196,566円	支出合計	637,878,056円



永源寺ダム現地視察状況

◎永源寺ダム

管理者は滋賀県で、改良区は平日夜間及び休日に勤務している。また大雨による緊急ダム放流の際には、改良区職員が警報車各3台を運転し、県職員とともに最下流の琵琶湖まで片道6時間かけて、河川周辺への広報や警戒にあたっている。

◎用水の配水管理状況

改良区が管理する施設は、国営・県営で造成された頭首工、調整池、揚水機場、用水路及び改良区にて造成された施設で、これらを4名の職員が分担し、用水管理を行っている。

上述のとおり恒常的な水不足により、毎年のように節水送水を余儀なくされている。この対応策として、水管理システムの構築や調整池の有効利用（夜間貯留等）することで無効送水をなくし、高度な水管理を行っている。

◎ごみ問題や今後の課題について

開水路へゴミ（生活ゴミ、肥料袋等）が不法投棄され、用水の弊害となっている。そのため、改良区や改良区の地区の属する行政（2市2町）が各々発行している公報紙にて組合員並びに地域住民の方に啓発活動を行っている。

施設の老朽化が進み、用水路や揚水機場の補修や更新が必要となっているが、行政からの補助金の減額等で工事執行に支障をきたしている。また県が実施した機能診断において健全度が高いと判定された施設においても漏水等が発生している状況である。

さらに、水管理システムにおいては、落雷等の自然災害による障害等が発生しており、この設備の点検調査及び修繕には多額の費用がかかるため、維持管理費の削減が今後の課題となっている。



永源寺ダム

◎まとめ

今回の先進地は、上述したとおり水不足による配水管理に大変苦慮しておられ、またゴミの不法投棄や、転用による農地の減少、未納賦課金対策、施設の老朽化問題を含む国営等で造成された施設の管理業務等、当改良区と共通の問題を抱えている。これらの諸問題に対し、課長会や職員会議等あらゆる機会を通じて職員の意識改革を図るとともに、県土連等による研修への参加や県による定期的な勉強会と称し指導をあおいでいる。この先進地視察を通じ、当改良区も役職員が今以上に一丸となり、諸問題に対し真摯に向きあわなければならない事を痛感させられた。

転用等、地区除外に伴う決済金について

◎農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第42条の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが必要です。

平成27年度の決済金等は下記のとおりです。

※市街化区域及び農業用施設に供するため200㎡未満の農地転用等についても、届出・決済等の手続きが必要です。 (平成27年度)

区 域	決済金	調査費	手数料	区 域	決済金	区 域	決済金
全 域	1㎡当たり 5.80円	1㎡当たり 10円	1筆当たり 1,500円	都六区 (パイプライン)	1㎡当たり 25.06円	都・大曲 (パイプライン)	1㎡当たり 35.06円

なお、都六区、都・大曲地区は、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が必要です。
また、1,000㎡以上の転用等については、別途協議が必要となります。

◎組合員の資格取得・喪失の届け出について

土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区に通知するよう義務づけられています。

1. 組合員が死亡した場合、相続または耕作する者からの通知
2. 組合員が農地の喪失または取得した場合（農地の売買、経営移譲、贈与等）、両者による通知
3. 住所を変更した場合

◎公共事業の転用決済金について

公共事業（道路、河川、学校用地、公園等）用地として買収または寄付される農地についても転用決済金の納付が義務づけられています。

◎農地の地目変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

この手続きをなされないと、当該土地の削除が行われずいつまでも賦課されることとなりますので、必ず届出をして下さい。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。先ずはお気軽に電話でお尋ね下さい。

(TEL086-262-0175)